

限定承認公告

本籍長野県千曲市大字八幡三〇一三番地、最後の住所東京都杉並区和田一丁目三六番一〇号齋藤方

右被相続人は平成二十九年一月二十四日死亡しその相続人は平成二十九年六月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

平成二十九年六月三十日
東京都杉並区和田一丁目三六番一〇号
限定承認者 齋藤 大武

限定承認公告

本籍名古屋市区尾玉二丁目一八一〇番地、最後の住所名古屋市区尾玉二丁目一八番一〇号

右被相続人は平成二十九年二月十六日死亡し、その相続人は平成二十九年六月十五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

平成二十九年六月三十日
名古屋市区尾玉二丁目一八番三〇号
限定承認者 小川 善子

限定承認公告

本籍山口県下関市田中町八番地、最後の住所千葉県松戸市五香南一丁目一番地の一〇外

右被相続人は平成二十九年三月十四日死亡し、その相続人は平成二十九年六月十四日千葉家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

平成二十九年六月三十日
山口県山口市大内矢田北一丁目八番二四号
相統財産管理人 鈴木 浩文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億円減少することにしたしました。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十九年一月二十六日付官報号外第十六号の五十一頁に掲載されています。

平成二十九年六月三十日

東京都港区

取締役

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は次のとおりです。

平成二十九年六月三十日
東京都港区

取締役

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を五千万円減少することにしたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は次のとおりです。

平成二十九年六月三十日
東京都港区

取締役

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十七億九千二百五十万三千八百八十七円減少することにしたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

平成二十八年十一月十八日

取締役

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告
当社は、発行済第一優先出資十九億七千万円を消却することにしたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年八月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年六月三十日

東京都港区

取締役

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十二億一千七千二百八十八円減少することにしたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

平成二十八年十一月十八日

取締役

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済第一優先出資四千万円を消却することにしたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十九年八月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十九年六月三十日

東京都港区

取締役

訂正公告

平成二十九年六月九日(号外第一二二二号)掲載の決算公告(粹想)中、「うち当期純利益」とあるは、「うち当期純損失」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年六月三十日

取締役

訂正公告

平成二十九年六月二十日掲載の定款変更につき通知公告中、「」とあるは、「」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年六月三十日

取締役

訂正公告

平成二十九年六月二十日掲載の定款変更につき通知公告中、「」とあるは、「」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年六月三十日

取締役